

## 学習支援機材の貸出要領

福島県環境創造センター

- 1 利用対象者  
利用対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校とする。
- 2 貸出期間  
貸出しを受けた日から起算して、1 週間以内を目安とする。
- 3 貸出対象機材  
表 1 のとおり。
- 4 申請方法
  - (1) 機材の貸出しを受けようとする学校（以下、「借受校」という。）は、機材借用申請書（様式 1）により、10 に掲げる場所まで申請するものとする。
  - (2) 環境創造センター（以下、「センター」という。）は、申請書類の確認を行った結果、適当と認めた場合は、機材を貸出すものとする。
  - (3) 貸出しの可否については、センターより電話又は電子メールにて借受校に連絡する。
- 5 機材の送付
  - (1) 機材の送付は、発送又はセンターでの引き渡しとする。
  - (2) 発送する場合、センターは元払いにて機材を発送する。
  - (3) 借受校は機材の到着後、機材に同封される備品リストにより、機材の確認を行い、不足物、破損物等があった場合は、速やかにセンターに連絡する。
  - (4) 借受校より不足物、破損物等の連絡があった際、借受校による瑕疵が認められる場合を除き、センターは代替機材を送付する。
- 6 機材の返却
  - (1) 借受校は、貸出期間最終日から数えて 3 日以内必着で、10 に掲げる場所まで機材を返却する。
  - (2) 発送により返却する場合、借受校は元払いにて機材を発送する。

7 転貸等の禁止

- (1) 借受校は、機材を第三者に転貸してはならない。
- (2) 借受校は、申請書に記載した使用目的以外の目的に機材を使用してはならない。

8 借受校の責務

- (1) 貸出期間中の機材の管理は、借受校の責任において適切に行うこと。
- (2) 借受校は、機材を破損し、又は紛失したときは、借受校の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。ただし、センターが特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

9 その他

この要領に定めるもののほか機材の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

10 問い合わせ先

郵便番号 963-7700

住 所 福島県田村郡三春町深作 10-2 (田村西部工業団地内)  
福島県環境創造センター交流棟 コミュタン福島

電 話 0247-61-5721

ファックス 0247-61-5727

電子メール kashidashi@com-fukushima.jp

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

表1 貸出機材リスト

| 名称        | 内容物   | 貸出<br>可能数 | 備考 |
|-----------|---|-----------|----|
| 放射線測定キット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易<math>\gamma</math>線測定器 (HORIBA PA-1100 Radi) 7台</li> <li>・簡易<math>\alpha</math>線測定器 (アルファちゃん) 7台</li> <li>・簡易<math>\beta</math>線測定器 (ベータちゃん) 7台</li> <li>・測定試料 (温泉場の土・モナズ石・ウラン鉱石・湯の花) 7式</li> <li>・遮へい板セット 7式</li> </ul> | 1式        |    |
| 簡易霧箱実験キット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発泡スチロール台</li> <li>・シャーレ</li> <li>・スポンジテープ</li> <li>・黒画用紙</li> <li>・スポイト</li> <li>・LEDライト</li> <li>・ワークシート 1冊</li> </ul> <p style="text-align: center;">各 15 個</p> <p>(別途ドライアイス及び無水エタノールを準備していただく必要があります)</p>                | 1式        |    |

機材については今後拡充する予定です。

## 機材借用申請書

平成 年 月 日

福島県環境創造センター所長 角山 茂章 様

学 校 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

校 長 名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

学習支援機材を借用したいので、下記のとおり申請します

## 記

- 1 使用目的 \_\_\_\_\_
- 2 使用場所 \_\_\_\_\_
- 3 希望借用期間 平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( )  
(最大1週間)
- 4 借用機材 (\*は記入不要)

| 機 材 名 | 個数 | 貸出者* | 受取者* |
|-------|----|------|------|
|       |    |      |      |
|       |    |      |      |

## 5 遵守事項

- (1) 借用日時及び返却日時を必ず守ります。
- (2) 借用物品を破損・汚損しないよう心がけます。
- (3) 借用者の責任により物品を損傷した場合は、借用者が賠償の責任を負います。
- (4) 物品を無くした場合は、借用者が賠償の責任を負います。